

避難生活支援

資料1 政策分野の概況と課題

【71～114、172～206】

概況

各地で交流会を実施。復興支援員を配置。電話帳を10,500部配布。

仮設と借上げ住宅のH27年3月末までの延長が決定。また、防音や断熱、追い焚き等の仮設住宅の構造的な欠陥の改善を実施。

避難先自治体で行政サービスを提供。軽自動車税のコンビニ納付の導入。高速道路無料化及び範囲拡大。転出者に対しても情報提供を実施。

重要な課題

- ・絆の維持など避難生活の向上のための体制【76～78】
- ・仮設、借上げ住宅における近隣トラブル、入居トラブルへの対応
- ・県外避難者に対する行政サービスの提供【186～188】
- ・転出者に対する行政サービスの提供【194～197】

検討事項

- ・復興支援員の活用や交流会等の改善【76～78】
- ・自治会やNPO等との住民団体との連携【201～203】
- ・広域避難における情報発信の方法【76～79、186～188、194～197】

【絆の維持①＜生活支援関連＞】

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
1. “絆”の維持に向けて共通する取組み				
(1) 町民同士や支援団体が避難先情報を共有できる取組み	・情報共有に向けた個人情報の取り扱いに関する調査は連絡帳の承諾書をもって、完了 ・<u>個人や企業の連絡先を記載した「電話帳」は10,500部配布</u>	・一定期間経過後、電話帳の更新作業(概ね2年後)		71、72
(2) 絆の維持のために必要な費用を確保する取組み	・復旧復興基金、復興交付金基金創設済 ・相談者に向けた助成制度の紹介	・復旧復興関連は賠償の対象になると考えるが、利用した分は賠償金が減少すると考えている ・各種助成制度や補助金のデータベース化のため、一覧形式等でまとめておく必要がある ・今後、アンケートも必要 ・施行体制の整理	・復旧復興基金の継続 ・ブランドイメージ回復のための基金 ・まちづくり補助金などの検討 ・データベース化の推進	73、74、75
(3) 絆の維持のために必要な実施体制づくり	・避難先でのコミュニティづくりを担う人材の育成に向け、昨年度県外の交流会で実行委員会方式を採用。避難先での準備等に協力してもらう ・山形県、千葉県に復興支援員配置、支援員研修も実施 ・京都、埼玉で6月、新潟で7月に設置し、活動を開始している。	・<u>町民自らが現地で継続的に避難町民間の交流を行くような働きかけ方</u>	・年に4回程度復興支援員の研修を実施する ・町民主体の企画運営体制を、復興支援員を活用し、構築していく	76、77、78
2. 避難先における新たなコミュニティづくり				
(1) 新たなコミュニティづくり促進のための取組み	・NPOの内、NPO新町なみえとは協力体制が整っている。情報も共有、HPなどで情報発信 ・各自治体ごとのコミュニティ活動が盛んになってきている	・発信という観点では弱い ・協力体制を構築できているNPOが少ない ・独居男性などのコミュニティ活動への参加率が思わしくない	・引き続き、NPO等との協力をおこなっていくとともに、更なる充実を図る ・精神的ケアを保健師や社会福祉協議会と連携しておこなっていく	80、81、82
(2) コミュニティ活動充実に向けた取組み	・コミュニティの連携強化に向けて、自治会の会長会や借上げ連合会を開催		・復興の集い委員を組織する	83、84
(3) 避難先コミュニティとの交流を図る取組み	・仮設住宅集会所や地域集会所にて地域のイベントと一緒に参加 ・山形と千葉に支援員を配置し、活動を展開	・浪江町民が避難先住民を招くイベントの開催には地元住民への広報が課題 ・芝浦工大で交流会を実施。地域の夏祭りの一角にて自治会で浪江焼きそばの屋台を出店。		85、86

施策	実績	課題	今後の取り組み	番号
3. 浪江町の行政区活動の促進・支援				
(1) 行政区活動の継続に向けた取り組み	・活動補助金の支給(4～18万) ・区長会の運営経費の支給(5万) ・活用できそうな補助制度等を随時告知 ・各行政区活動をフォトビジョン等で周知	・広域避難により行政区活動、運営が困難 ・使途を限定しない形での補助は難しい	・行政区長会や様々な団体が集まる場を設ける ・活用できそうな各種補助金等について総会等で随時告知 ・年に1回の行政区の総会実施 ・各行政区活動等のフォトビジョン等での周知を継続	87、88、89
(2) 町外コミュニティにおける行政区単位での活動再会への取り組み	・行政区に配慮した町外コミュニティの整備に向けて、町外コミュニティ職員研究会や政策調整会議幹事会 ・集まる場所として役場の会議室を提供	・グループ入居の調整役など町の関与及び体制上の問題検討	・町外コミュニティについては、引き続き、検討・要望を実施する ・集まる場所については、町外コミュニティの議論の中で継続的に検討	90、91、92
(3) 県外、県内のコミュニティのつながり維持への取り組み	・集まる場として、いわき借上げ自治会での交流スペース	・みんなが集まりやすい場所の選定		93
4. 町民のこころをつなぐ取り組みの強化				
(2) あらゆる方が参加しやすい交流の場づくりに関する取り組み	・交流会の開催:H23年度13件(内、県内:8回・県外5回)、H24年度29件(内、県内17回・県外12回) ・H24年に、山形での交流会で餅つき・どぶ汁・ほっきご飯づくりをするなど浪江の特色を活かした交流会を開催 ・歴史講座や健康講座などを実施 ・NPOなどと情報共有しながら、町民へ周知 ・スポーツ大会は去年5種目を実施。参加者述べ370人参加(ソフトボール・ケートボール・バレーボール、パークゴルフ、グラウンドゴルフ)	・スポーツ大会の参加者は固定化する傾向	・町主催の交流会今年度県内各エリア1回ずつ6回、県外4回の予定。この他に他県市町村主催(神奈川県など)NPO主催の交流会も予定 ・今年度はNPO主催・共催の交流会で大堀相馬焼の絵付け体験や焼そばふるまいを予定。顔料の使用や焼そばの作成スペースで共催の際は会場に要確認 ・今年度交流会の際に地元の生涯学習講座の利用や自治会単位で畑をかりて農業を行う ・開催案内について、復興支援員の中間支援団体と連携する ・今年度は各競技2回程度の大会実施を予定	97、98、99、100、101
(3) 継続的な実施体制づくりに関する取り組み	・NPO等との連携について理解を深めるため、「これからの復興をともに考える」第2回「学ぶ」に参加 ・町民とNPO等のネットワークづくりに向け、それぞれに情報提供	・ニーズの有無が不明 ・連絡先を教えあう程度で町民とNPOとの関係が希薄	・町民協働の進行管理などを通じてニーズを確認	102、103、104
5. ふるさと浪江に接する機会の創出				
(1) 一時帰宅の実施の継続と防犯体制強化に関する取り組み	・一時帰宅は電話での登録が可能となった ・警察、消防(3名常駐)、町の委託業者によるパトロール強化 ・町内31ヶ所にカメラを設置	・帰宅困難区域について、月1回の国の立入りがあるので、ハードルがあがった	・従来の取り組みに加え、6月30日から消防団によるパトロールも追加	107、108

【絆の維持②＜情報発信関連＞】

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
1. “絆”の維持に向けて共通する取組み				
(4) 浪江町との絆を維持する取組み	・広報紙、HP等で復興に関する情報掲載 ・7月に「住民の情報取得に関する調査」を実施	・有効な情報発信の方法や進め方を検討中	・復旧・復興の進捗状況の掲載の充実 ・情報発信の職員の意識の向上のため、研修や説明会を実施 ・NPO法人ETIC.を通じて、広報1人を増員 ・広報戦略を策定	79
2. 避難先における新たなコミュニティづくり				
3. 浪江町の行政区活動の促進・支援				
4. 町民のこころをつなぐ取組みの強化				
(1) 町民の心をつなぐ取組み	・「浪江のこころ通信」を毎月、広報紙に3～4件掲載 ・イベントなどの情報を広報紙やHP、フォトビジョンで町民に周知 ・メディアでの情報発信としては、Googleのストリートビュー公開や町内webカメラ運用(8月開始、プレス投げ込みを実施)	・「浪江のこころ通信」の被取材者探し ・個人開催に対しての支援ができない ・TV、新聞でこちらの意図する情報発信は難しい	・冊子作成に向けた検討を進める ・取材者の増員を図る ・メディアでの発信に向けたネットワークづくりをおこなう	94、95、96
(4) 生涯にわたる町民と浪江町の絆の維持に向けた取組み	・毎月2回広報紙を発行(1日、15日)	・浪江キャラバン隊の実施 ・職員の広報に対する意識付け	・広報紙発行の継続 ・浪江焼麺太国や復興支援員など役場以外の団体と連携した情報発信 ・記念日の創設について、県の動きの情報収集をおこなう	105、106
5. ふるさと浪江に接する機会の創出				
(2) 現在の浪江町に触れることのできる取組み	・各課でプレス投げ込み等を実施 ・ほぼ毎日、フォトビジョンによる情報発信 ・町内31ヶ所にカメラを設置	・写真集の作成	・フォトビジョンの配信を継続する ・HPへの写真の掲載を検討する	109、110、111
(3) 宿泊型帰宅ができる取組み		・現在、宿泊は認められておらず、今後の状況に応じて検討	・H25年度はまちづくり策定委員会で検討	112、113、114

【住環境】

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
1. 仮設住宅での住環境改善				
(1) 仮設住宅での住環境改善	・修繕や追加工事を自治会、入居者の報告により実施 ・入居率の低い団地については自治会要望により倉庫として提供 ・福島市では福島交通が路線バスとして運行 ・二本松と本宮は町バスで運行 ・H24年度よりモニタリング結果の公表を継続(月1回) ・H24年度に要望の多かった南相馬市の仮設を70戸提供 ・柔軟な制度の運用、拡充について、要望中。また、関係市町村にて連絡会を開催し、共同での要望活動も実施	・築2年が経過し、仮設住宅の総点検が必要 ・入居率が高く、空きを待っている入居者がいる団地からは不満がある ・今後は復興住宅の早期整備が優先 ・<u>借上げ住宅の入居、住替えに関しては制限が厳しくなっている</u>	・町独自の仮設の総点検(目視点検や聞き取り調査)をおこなうとともに、県に対して要望もおこなう	172、173、174、175、176、177
(2) 仮設住宅で克服することが困難な課題の解決	・第1期整備(500戸)平成26年度当初から順次入居開始予定 ・町外コミュニティ職員研究会、政策調整会議幹事会で検討実施	・国、県、受入自治体との個別部会の早期開催が必要 ・入居要件や家賃などの決定がされていない(県)。町の意向反映を要望	・候補地選定を進める	178、179
2. 借上住宅での住環境改善				
(1) 借上住宅での住環境改善	・借上住宅の入居期間や住替制限の緩和等、柔軟な制度の運用を要望	・孤立防止対策だけの交流会開催はむずかしい	・現在の交流会を引き続きおこなう	180、181
(2) 借上住宅で克服することが困難な問題の解決	・町外コミュニティ職員研究会、政策調整会議・同幹事会で検討	・見守り体制など関係機関との協議が必要 ・入居要件や家賃などの決定がされていない(県) ・町の意向反映を要望	・候補地選定を進める ・検討をおこない、県などへの要望を実施する	182、183

【避難先での安心な暮らし】

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
1. 避難先にとらわれない行政サービス提供方法の拡充				
(1) 各種手続きの利便性の向上	・軽自動車税のコンビニ納付の導入 ・町税の口座引き落としを再開	・軽自動車税においては全面導入したが、現在、所得500万以上に課税している住民税及び今後課税が再開されるであろう他の税目への導入については、コンビニ収納30万以下しか引き受けないという問題をクリアしないと前に進まない	・導入メリットのある軽自動車税のコンビニ納付を今後も継続する ・今後も口座引き落としを継続する	184、185
2. 原発避難者特例法の拡充				
(1) 原発避難者特例法の拡充の要請	・要望を実施	・<u>公共施設、防災対策、生涯学習等は避難者特例法にうたわれていないため、努力義務</u>	・引き続き、要望をおこなう	186、187、188
3. 住民登録を移すことによる不安の解消				
(1) 被災者支援制度の継続と拡充の要請	・高速道路無料化は、H26. 3までの延長が決定。利用範囲が拡大し、利便性が向上 ・医療費の窓口負担減免の1年間延長 ・国保税、固定資産税、住民税の500万円以下においては減免は25年度も継続中 ・仮設住宅期限を延長できるように要望 ・避難者特例法の整理	・町税減免の拡大を推進するためには、その代替となる歳入財源措置が担保されることを確認した上でないと、町財源が枯渇する。国税その他の税制面における優遇措置は引き続き要望検討を続ける	・引き続き、要望をおこなう ・今回の地方税改正等も踏まえ、引き続き総合的な税体系の中での優遇措置を調査していく	189、190、191、192、193
(2) 転出者に対する継続した生活再建支援の提供	・広報紙やHPを通じた情報提供や町民参加のイベントの案内	・<u>転出者に対する浪江町からの行政サービスの整理が必要(現時点では情報提供以上は難しいとの認識)</u> ・<u>生活再建支援制度が構築されていない</u> ・<u>転出後の参政権については、要請したが、現行法をベースにNGが出ている</u>	・今後も継続して現在のサービスを提供する ・国の生活再建支援金を原発避難者にも適用できるようにするなど支援制度拡充の要望を継続する	194、195、196、197
(3) 転出者の町政への参画支援	・ふるさと納税をしていただく際に、使途についてのアンケートを実施している	・住所移転者協議会は今のところ、特にメリットなし	・住所移転者協議会は検討をおこなったが、自治会等で代替できる機能であり、メリットがないと判断 ・ふるさと納税をしていただいた方へのお礼状の中で使途を説明する	198、199

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
(4)協働による町づくりの推進	・4月、HPに「よくある質問と答」を掲載 ・メールでの問合せフォーム確立(復興推進課で各課に振り分けし各課で対応中)		・電話やメールでの問い合わせへの対応を継続	200
4. 協働による生活支援の推進				
(1)NPO等との連携、協力による決め細やかな生活支援の実現	・NPO等との連携については未着手		・町民協働の進行管理などを通じてどのような施策があるのかの確認、検討をおこなう	201、102、203
5. 受入れ先自治体や地域住民への配慮				
(1)避難先自治体との共生の推進	・受入れ先自治体への特別交付税措置などの財源措置の継続を国へ要請 ⇒一人当たりの標準的受入経費の単価(約42,000円)を用いる形式に変更 ・浪江町民が多く避難している自治体との協議を随時実施	・特別交付税措置の継続 ・避難者の生活が安定しない中では、避難先での負担は難しい ・各分野、各担当課で協議を実施しているものの、一元管理に課題	・避難先での特別交付税措置の継続を国に要望 ・避難先での負担については、受け入れ自治体と協議しながら検討していく ・避難先自治体との協議は、各分野で担当課ごとにおこなっている	204、205、206